

## 債権譲渡承諾書

第 号  
年 月 日

(譲渡人) 様  
(譲受人) 様

諫早市長 印

年 月 日付けで依頼があった下記工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって譲受人に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、建設工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定に基づき承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた譲渡人の「契約不適合責任」が一切軽減されるものではないことを申し添えます。

また、譲渡人は、工事請負契約書に定められた中間前金払（部分払）は、本承諾以降は請求できないものとする。

### 記

#### 1 債権譲渡を承諾する債権

- (1) 工事名
- (2) 工事場所
- (3) 契約年月日 年 月 日
- (4) 契約金額 金 円
- (5) 既受領金額 金 円

#### 2 債権額 金 円

#### 3 留意事項

(1) 譲渡される譲渡人の工事請負代金債権は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡した出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第55条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いを受けた前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書2(6)及び(9)の金額は、変更契約後の金額とする。

(2) 譲渡人及び譲受人は、本承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて市長に別紙の融資実行報告書を提出すること。

(3) 当該譲渡債権は、譲受人の譲渡人に対する当該工事に係る貸付金等及び譲渡人倒産時の当該工事に係る下請人等の債権を担保するものであって、譲受人が譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではないこと。

(4) 本件工事請負契約以外の契約により発生する市の譲渡人に対する請求権があるときは、当該請求権に基づく金額を、請負代金額から控除することができるものとする。

(5) 譲渡人及び譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し又は質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行わないこと。

(6) 譲渡人倒産時の下請負人等の保護に関しては、譲渡人及び譲受人が責任を持って行うこととし、市は関与しないこと。

(7) その他、譲渡人及び譲受人は、債権譲渡承諾依頼書記載の事項を遵守すること。

確定日付欄

確定日付欄